

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止
対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン
改訂版

令和4年3月

環 境 省

はじめに

石綿は、天然の繊維状の鉱物で、その粉じんを吸入することにより、中皮腫などの重篤な健康障害を引き起こすおそれがあることが知られています。

石綿は熱や摩擦に強く、丈夫で変化しにくいという特性から、様々な工業製品に使用されてきました。日本では消費量の多くが建材製品で、昭和 30(1955)年頃から使われ始め、昭和 40 年代(1965～1975 年)には最需要期を迎えましたが、石綿の吸入による健康障害の問題が明らかとなり、平成 18(2006)年には、石綿製品等の新たな製造・使用等が全面的に禁止されました。

しかし、過去に石綿含有建築材料を使用して建築された建築物等は、解体や改修の際に適切な措置を講じなければ、石綿が飛散し人が吸入してしまうおそれがあります。石綿含有建築材料が使用されている可能性のある建築物等の解体等工事は、今後も増加し、令和 10(2028)年頃にピークを迎えると予想されています。

石綿の飛散による健康影響は、社会的に強い関心が寄せられており、周辺住民の不安を解消し、より安全な解体等工事を進めるために、周辺住民等との間の円滑なリスクコミュニケーションの重要性・必要性が高まっています。

環境省は平成 29(2017)年 4 月、主に解体等工事の発注者や自主施工者を対象とした「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン(以下、ガイドラインという。)」を公表し、解体等工事の際のリスクコミュニケーションの実施を推進してまいりましたが、今般、令和 2(2020)年 6 月の大気汚染防止法の改正及び参議院附帯決議において「リスクコミュニケーションが進むよう必要な措置の検討を行うこと」とされたことを受け、法改正の反映や最新のリスクコミュニケーション事例、地方公共団体の周知範囲の事例等を拡充した改訂版ガイドラインを作成しました。

本ガイドラインでは、解体等工事の発注者または自主施工者の皆様が、石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションを進めるにあたっての基本的な考え方や具体的な手順等を解説しています。

解体等工事の実施にあたって、本ガイドラインを参考にしていただき、周辺住民の方々との円滑なリスクコミュニケーションを進め、相互の信頼構築にお役立て頂ければ幸いです。

令和 4 年 3 月
環境省水・大気環境局大気環境課

目 次

1. 本ガイドラインについて	1
(1) 石綿について	1
(2) 本ガイドラインの趣旨	3
(3) 本ガイドラインが対象とする工事	3
(4) 本ガイドラインにおける留意事項	4
(5) 本ガイドラインにおけるリスクコミュニケーションの定義と目的	4
① リスクコミュニケーションの定義	4
② リスクコミュニケーションの目的	4
2. リスクコミュニケーションの手順	7
(1) 法・条例等の規定の確認	7
(2) 周辺地域に関する情報の収集	8
(3) 石綿の使用の有無に関する事前調査	8
① 事前調査の実施	8
② 事前調査結果の報告、掲示、作業の届出	8
(4) リスクコミュニケーションを行うための準備	9
① 実施時期	9
② 対象範囲(対象エリア・対象者)	12
③ 情報提供する事項	13
④ 情報提供方法の検討・決定	17
⑤ 問い合わせ等への準備	19
(5) リスクコミュニケーションの実施	20
① 掲示により実施する場合	20
② チラシの配布・回覧で実施する場合	21
③ 戸別訪問による説明を実施する場合	27
④ 説明会を開催する場合	27
⑤ その他の方法で実施する場合	29
(6) 実施時期ごとの留意事項	29
① 解体等工事の実施前	29
② 石綿除去等作業の実施中	30
③ 石綿除去等作業の終了後	30
(7) 信頼性を高める追加的な対応	30
3. 石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション	31
(1) 新たな石綿含有建築材料発見時	31
(2) 石綿漏えい・飛散事故発生時	32
① 事故発生時	32
② 石綿除去等作業の終了後	34
石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン策定等検討会委員名簿	35

参考資料

1. 本ガイドラインについて

(1) 石綿について

石綿(アスベスト)は、天然の纖維状の鉱物で、その粉じんを吸入することにより、中皮腫、肺がんなどの重篤な健康障害を引き起こすことがあることが知られています。WHO(世界保健機関)は、世界で職業による石綿ばく露を受ける人が平成22(2010)年現在1億2,500万人に及び、中皮腫と石綿関連肺がんと石綿肺による死者が毎年10万7,000人に及ぶと発表しました。また、職業以外のばく露による死者は世界で毎年数千人に及ぶ可能性があるとしています。日本国内における中皮腫による死亡数は、平成7(1995)年の500人から平成27(2015)年には1,504人に増加し、その後も毎年1,500人前後の方々が亡くなっています(令和2年1,605人)。

石綿には、表1-1に示す6種類があります。石綿の種類により発症リスクに差があり、中皮腫の場合、クロシドライトの危険性が最も高く、アモサイトがこれに次ぎ、クリソタイルはクロシドライト、アモサイトよりも危険性が低いといわれています。

石綿ばく露(吸入)によって生じる石綿関連疾患等を表1-2にまとめました。

なお、石綿による健康リスクの詳細については、「参考資料 1.石綿による健康リスク」に示しました。これらの石綿の健康リスクを理解した上で、リスクコミュニケーションを進めてください。

表1-1 石綿の種類

石綿名
クリソタイル(白石綿 chrysotile)
アモサイト(茶石綿 amosite)
クロシドライト(青石綿 crocidolite)
アンソフィライト石綿(anthophyllite asbestos)
トレモライト石綿(tremolite asbestos)
アクチノライト石綿(actinolite asbestos)

表1-2 石綿ばく露(吸入)によって生じる石綿関連疾患等

部位	石綿ばく露に非特異的な疾患等	石綿ばく露に特異的な疾患等
肺	じん肺	石綿肺
	肺がん	
	びまん性間質性肺炎	
胸膜	良性石綿胸水(胸膜炎)	胸膜中皮腫
	びまん性胸膜肥厚	胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)
	円形無気肺	
腹膜		腹膜中皮腫

出典:「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)

現在、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供、使用は禁止されていますが、過去に使用された石綿の大部分は建築材料として建築物や工作物など(以下、建築物等といいます。)に使用されています。

石綿を含有する建築材料(以下、石綿含有建築材料といいます。)の使用の可能性がある建築

物等の解体、改造、補修工事(以下、解体等工事という。)は、全国的に増加し、令和 10(2028)年頃にピークを迎えると予想されており、将来にわたって、建築物等に使用されている石綿含有建築材料の劣化などによる飛散や、石綿含有建築材料を使用した建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散・ばく露による健康被害が懸念されています。

石綿含有建築材料には、「吹付け石綿(石綿含有吹付け材、いわゆるレベル 1 建材)」、「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(石綿含有断熱材等、いわゆるレベル 2 建材)」、「石綿含有成形板等(成形板等、いわゆるレベル 3 建材)」、「石綿含有建築用仕上塗材(石綿含有仕上塗材、仕上塗材)」があります^{*1}(写真 1-1 参照)。

石綿含有成形板等は、石綿含有吹付け材や石綿含有断熱材等に比べ除去する際の石綿の飛散性は相対的に低いですが、適切な飛散防止措置が行われない場合には石綿が飛散するおそれがあることが明らかになったことから、令和2年6月の大気汚染防止法の改正により規制対象に加わりました。

また、石綿含有仕上塗材は、平成 29(2017)年 5 月の通知により、吹付け工法により施工されたことが明らかな場合には、「吹付け石綿」として取り扱うこととされていましたが、石綿の飛散性について検討した結果、施工方法にかかわらず規制対象とした上で、石綿含有仕上塗材に特化した作業基準が適用されました。

石綿含有建築材料の詳細については、「参考資料 2. 石綿含有建築材料の種類」をご参照ください。



①石綿含有吹付け材:吹付け石綿(クロシドライト)



②石綿含有断熱材等:屋根用折板石綿断熱材



③石綿含有成形板等:住宅屋根用化粧用スレート



④石綿含有仕上塗材:吹付けタイル

写真提供:外山尚紀氏(①～③)、㈱環境管理センター(④)

写真 1-1 石綿含有建築材料の例

*1 大気汚染防止法では、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する建築材料を「特定建築材料」といいます。

(2)本ガイドラインの趣旨

現在、環境、健康、安全に関するリスクに対する人々の意識が高まっています。中でも石綿は、中皮腫、肺がんなどの重篤な疾患を引き起こすため社会的な関心が高く、また、解体等工事に伴う飛散事故も発生していることから、慎重な対応が必要とされています。

本ガイドラインは、建築物等の解体等工事(他の者から請け負ったものを除く。)の発注者(以下、発注者という。)または請負契約によらないで自ら施工する者(以下、自主施工者といふ。)が周辺住民等との信頼関係を構築し適切な工事が施工できるよう、発注者または自主施工者が実施する「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーション」の基本的な考え方や手順を取りまとめたものです。リスクに関する情報を関係者が適切に共有し、相互に意思疎通を図るリスクコミュニケーションは、リスクを低減する上で有効な手段とされています。建築物等の解体等工事において、石綿の飛散防止に関し、周辺住民等とリスクコミュニケーションを図ることにより、工事が円滑に進むことが期待されます。

~~解体等工事の元請業者(発注者から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。)や下請負人は、大気汚染防止法に定める石綿飛散防止等の措置を遵守するとともに、発注者による周辺住民等とのリスクコミュニケーションの実施に協力するものとします。~~

発注者または自主施工者が自身でリスクコミュニケーションを実施することが難しい場合は、解体等工事の元請業者やコンサルタント会社、解体等事業をサポートする会社などに代行を委託しても構いません。ただし、リスクコミュニケーションを行う責任者は、あくまでも発注者または自主施工者です。代行者に任せきりにせず、発注者または自主施工者が十分に内容を把握した上で、リスクコミュニケーションを進める必要があります。リスクコミュニケーションを代行者に委託した場合は、リスクコミュニケーションに係る費用を適正に負担する必要があります。

~~解体等工事の元請業者(発注者から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。)は、大気汚染防止法に定める石綿飛散防止等の措置(事前調査結果の掲示や特定工事に該当する場合は作業内容等の掲示^{*2}を含む)を遵守するとともに、発注者による周辺住民等とのリスクコミュニケーションの実施に協力するものとします。~~

~~解体等工事の下請負人(下請負契約により特定工事の全部または一部を行う事業者をいう。以下同じ。)は、大気汚染防止法に定める作業基準を遵守するとともに、発注者または自主施工者による周辺住民等とのリスクコミュニケーションの実施に協力するものとします。~~

リスクコミュニケーションを受託した代行者は、発注者または自主施工者にリスクコミュニケーションの内容(情報提供事項や情報提供の方法など)や進捗報告(経過報告等)などの報告・説明を適宜行うようにします。

なお、地方公共団体によっては、条例等により事業者側のリスクコミュニケーションの実施主体(責任者)を「元請業者」としている場合や、「発注者、元請業者及び下請負人(解体等工事に關係するすべての事業者)」と規定している場合がありますので、その場合は条例等に従ってください。

~~周辺住民等に対してリスクコミュニケーションを実施するにあたっては、石綿の除去等作業にかかわらない事業者を含む、すべての工事関係者による情報の共有も重要となります。~~

^{*2} 事前調査結果の掲示や作業内容等の掲示は、元請業者または自主施工者に義務付けられています。

(3) 本ガイドラインが対象とする工事

本ガイドラインは、大気汚染防止法の特定工事^{*3}に加え、石綿の使用がなかった場合を含むすべての解体等工事(解体、改造、補修工事)を対象としています。建築物等の解体工事だけでなく、一部改造・補修工事やシール材(石綿含有ガスケット、パッキン)の除去作業なども含みます。また、個人所有の戸建住宅や集合住宅、倉庫等の解体等工事(改造、補修工事を含む)も対象となります。

戸建住宅を対象としたリスクコミュニケーションの手順等は基本的には他の工事の場合と同様ですが、戸建住宅の個人所有者(発注者)向けの留意事項等も記載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

(4) 本ガイドラインにおける留意事項

本ガイドラインは、解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションのガイドラインです。そのため、解体等工事以外の、例えば日常での石綿使用建築物の維持管理等に係るリスクコミュニケーションについては対象としていません。

また、リスクコミュニケーションの前提となる石綿の使用の有無に関する事前調査や建築物等の解体等工事における石綿漏えい・飛散防止対策などの内容については、これらに関するマニュアルや技術指針等が別途存在することを考慮し、必要最低限の記述に止めています。石綿の使用の有無に関する事前調査や石綿漏えい・飛散防止対策などを実施する際には、必ず「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課 https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)等を参照してください。

「2. リスクコミュニケーションの手順」では、通常時の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションの手順を示しています。万が一、解体等工事の実施中に事前調査で確認できなかった新たな石綿含有建築材料の存在が明らかになった場合や石綿漏えい・飛散事故が発生した場合のリスクコミュニケーションの手順等については、別途、「3. 石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション」に示しています。

なお、本ガイドラインで想定していない状況が発生し、判断に困った場合は、地方公共団体等関係機関のほか、必要に応じて自治会長(もしくは役員)などの地域のリーダー的役割を担っている人(以下、自治会長等という。)に相談し、対応してください。

(5) 本ガイドラインにおけるリスクコミュニケーションの定義と目的

① リスクコミュニケーションの定義

本ガイドラインにおけるリスクコミュニケーションの定義は、「解体等工事における石綿飛散に係るリスクや飛散防止対策の内容と効果などに関する正確な情報を、発注者または自主施工者と工事の元請業者及び下請負人が周辺住民等(表 1-3 参照)や地方公共団体等関係機関と共有し、相互に情報や意見を交換して意思疎通を図ること」とします。

^{*3} 特定工事:特定粉じん排出等作業を伴う建設工事のことをいいます。特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料(石綿含有建築材料)が使用されている建築物等を解体、改造または補修する作業のことをいい、使用部分を除去、補修等する作業(囲い込み・封じ込め作業を含む)が該当します。

② リスクコミュニケーションの目的

解体等工事を実施する際には、石綿粉じんの漏えい等に対する周辺住民等の不安や懸念を解消することが重要です。提供する情報が不十分であったり、正確性に欠けている場合には、周辺住民等の不信を招きかねません。そのためには、正しい情報を適切なタイミングで正確に伝えることが必要です。また、周辺住民等からの問い合わせや意見などには、誠実に、かつ、速やかに対応することが重要です。

リスクコミュニケーションは、これを行うことにより相互理解を深め信頼関係を構築し、必要に応じて飛散防止対策の質を高め、リスクの低減に役立てることを目的としています。

また、適切な情報提供と双方向のコミュニケーションを行うことで、周辺住民等が何に关心を持ち何に不安を感じているか、工事を進める上でどのようなことに注意を払うべきかなどを把握することができます。さらに、意見交換や情報交換によって、事前調査で確認できなかった石綿含有建築材料が発見されたり、石綿飛散防止対策が向上し漏えい・飛散事故の防止につながることもあります。万が一、石綿漏えい・飛散事故等が発生した場合においても、住民等の信頼を回復し、問題解決に向けた糸口となります。

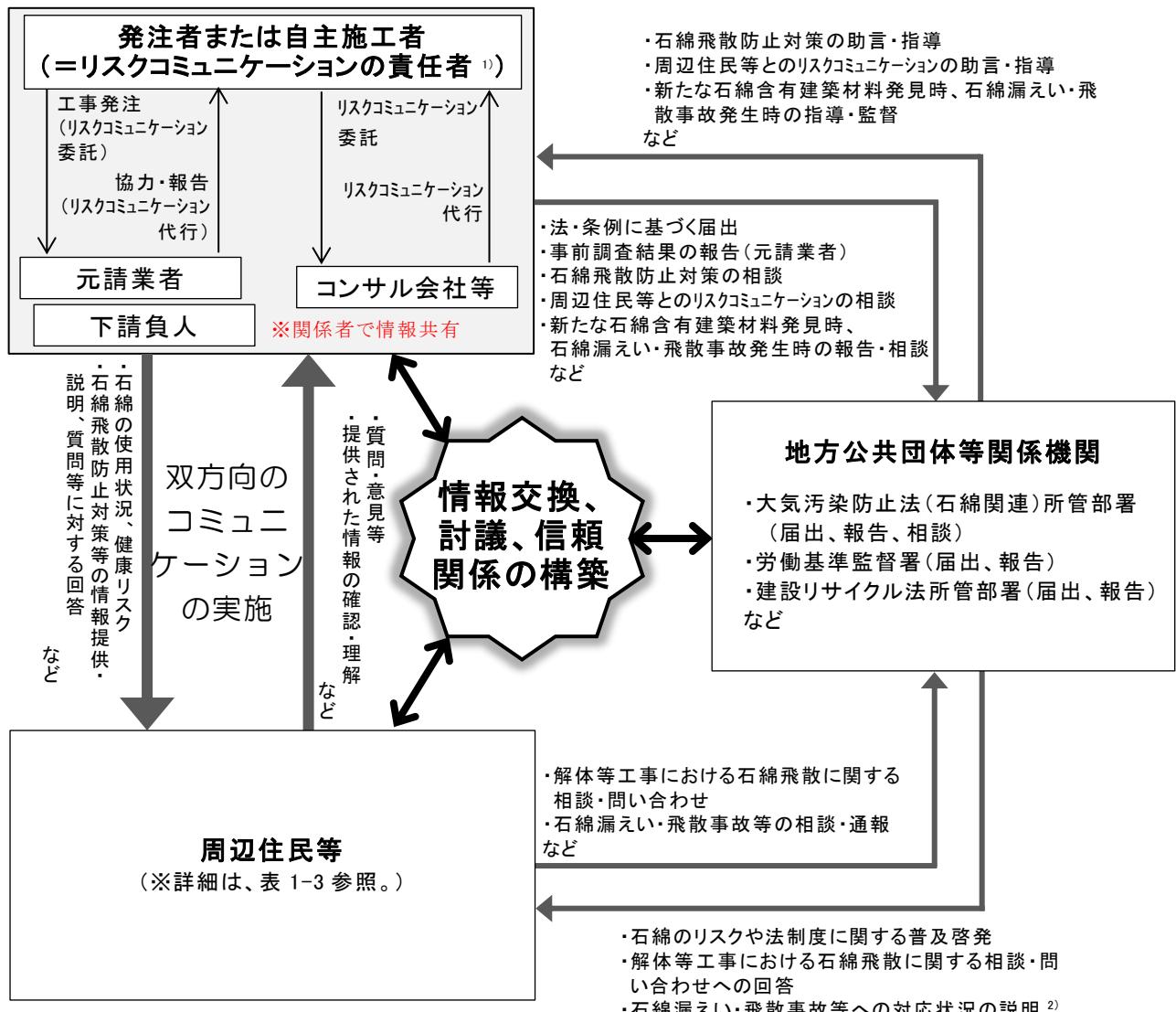
一方、多くの関係者が関与することにより、意思疎通までの時間が長くなり、また、これによる費用の増大が想定されます。しかし、周辺住民等の関係者がリスク低減の過程に関与することにより、石綿飛散防止対策などのリスク低減策が周辺住民等により受け入れられやすく、解体等工事の実行が容易になり、総合的に見れば、意思決定にかかる時間と費用の節約を可能にすることができます。

【発注者または自主施工者にとってのメリット】

- 事前に作業内容やリスクを周知、共有することにより、周辺住民等とのトラブルの未然回避や初期段階での対処が可能となり、工事の円滑な推進につながります。万が一、事故等が発生した場合にも問題解決の糸口となります。
- リスクコミュニケーションを行うことにより、石綿漏えい・飛散事故の防止と石綿飛散防止対策の質の向上が期待されます。それにより、工事作業者や周辺住民等の石綿ばく露リスクや石綿飛散に係る訴訟リスクを低減できます。
- リスクコミュニケーションを適切に行うことで、社会的な責任を果たすことになり、信頼を得ることができます。
- 総合的に見ると意思決定にかかる時間と費用の節約を可能にすることができます。

なお、本ガイドラインで想定するリスクコミュニケーションの全体像は、図 1-1 に示すとおりです。

リスクコミュニケーションの主体は、発注者または自主施工者、元請業者、下請負人、建物使用者や住民等、地方公共団体等関係機関、NPO・NGO などのすべての関係者です。情報の共有や交換の方法としては、掲示やチラシの配布・回覧、戸別訪問による説明、説明会の開催などがあります。



注 1) 地方公共団体によっては、条例等により事業者側のリスクコミュニケーションの実施主体(責任者)を「元請業者」としている場合や、「発注者、元請業者及び下請負人(解体等工事に関係するすべての事業者)」と規定している場合があります。

2) 地方公共団体等関係機関からの「石綿漏えい・飛散事故等への対応状況の説明」に関しては、その内容によつては情報公開請求が必要なものがあります。

図 1-1 本ガイドラインで想定するリスクコミュニケーションの全体像

表 1-3 リスクコミュニケーションを図る周辺住民等の範囲

- ・周辺住民(当該建築物等周辺を通学や通勤に利用している者を含む)
 - ・周辺事業所

特に配慮が必要な施設や不特定多数の人が出入りする施設が存在する場合は下記も含む。

- ・保育所や学校等の関係者(保護者等を含む。工事現場近くに学校がなくとも通学路が存在すると対象となる可能性がある。)
 - ・病院 大型ショッピングセンター イベントホール(コンサートホール、スポーツ施設など)などの関係者

＜当該建築物等や敷地の使用を継続した状態で解体等工事を行う場合は下記も含む＞

- ・解体等工事を行う当該建築物等の内部、あるいは、その敷地内で活動する人

（例）工場内の従事者、事務所ビルテナント従事者

- (例)工場内の従事者、事務所ヒルフノント従事者
・当該建築物等、あるいは、敷地内の他の建築物等の管理者
・当該建築物等が存在する敷地の管理者

2. リスクコミュニケーションの手順

発注者または自主施工者が行う建築物等の解体等における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションの流れは、図 2-1 に示すとおりです。発注者または自主施工者(あるいは、リスクコミュニケーション代行者)は、以下を参考にリスクコミュニケーションを進めてください。

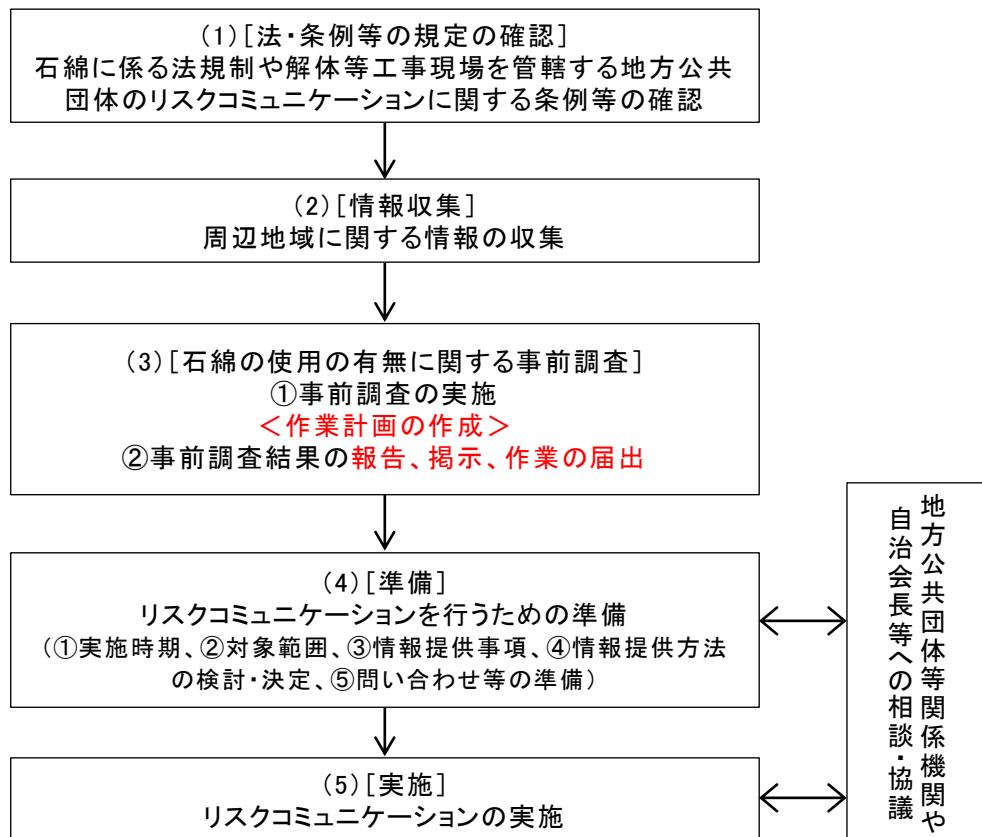


図 2-1 石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションの流れ

(1) 法・条例等の規定の確認

大気汚染防止法では、工事の元請業者または自主施工者が行う特定工事に該当するか否か(特定建築材料の有無)の事前調査結果や特定粉じん排出等作業^{*4}の実施についての掲示が義務付けられています。また、石綿障害予防規則や厚生労働省通達においては、石綿の使用の有無(石綿含有建築材料の有無)に関する事前調査結果や建築物等の解体等工事(石綿除去等作業^{*5})の実施の掲示が規定されています。解体等工事における石綿に関する掲示については、p.14 及び「参考資料 6. リスクコミュニケーションで使用する資料の例」をご参照ください。

さらに、一部の地方公共団体では、条例等により解体等工事の規模等に応じて周辺住民とのリスクコミュニケーションの実施を規定している場合があります。解体等工事を行う現場を管轄する地方公共団体に対し、リスクコミュニケーションに関する条例等の有無を確認し、条例等の規定がある場合はその規定に基づき対応してください。

*4 特定粉じん排出等作業:特定建築材料が使用されている部分を除去、補修等する作業(囲い込み・封じ込め作業を含む)。

*5 石綿除去等作業:石綿含有建築材料の除去・封じ込め・囲い込み作業。

(2)周辺地域に関する情報の収集

建築物等の解体等工事及びリスクコミュニケーションの実施にあたっては、早い段階で、自治会長等は誰か、過去の解体等工事の事例(石綿漏えい・飛散事故の有無等)など、周辺地域に関する情報収集を行っておきます。

(3)石綿の使用の有無に関する事前調査

① 事前調査の実施

建築物等の解体等工事の実施前に行う大気汚染防止法や石綿障害予防規則に基づく事前調査(以下、総称して事前調査という。)は、元請業者または自主施工者が行うことになります。元請業者及び自主施工者は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月 厚生労働省 労働基準局安全衛生部 化学物質対策課、環境省 水・大気環境局大気環境課)の「4.3 事前調査」などを参考に、事前調査を行ってください。

発注者は、元請業者が行う事前調査に要する費用を適正に負担するとともに、石綿使用状況の情報提供など、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければなりません。

② 事前調査結果の報告、掲示、作業の届出

元請業者は、大気汚染防止法等で規定されている事前調査結果について「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月 厚生労働省 労働基準局安全衛生部 化学物質対策課、環境省 水・大気環境局大気環境課)の「4.3.6 事前調査の結果の発注者への説明」などを参考に、発注者への説明を行わなければなりません。

元請業者または自主施工者は、一定規模以上^{*6}の建築物等の解体等工事を行う際は、石綿の使用有無に関わらず、管轄する地方公共団体等関係機関に事前調査結果を遅滞なく報告しなければなりません。さらに、元請業者または自主施工者には、事前調査結果を公衆に見やすいように掲示し、周辺住民等へ周知することが義務付けられています(事前調査結果の掲示事項については、本ガイドラインの「2.(4)③(ア)の表 2-2 解体等工事の実施前に情報提供する事項の例」(p.15)を、掲示様式の例を「参考資料 6. リスクコミュニケーションで使用する資料の例」に示しましたので、ご参照ください。)。

発注者は、元請業者が作成した掲示の内容が適正かどうか、確認することが重要です。また、事前調査の結果、当該解体等工事が「届出対象特定工事」に該当する場合(石綿含有吹付け材や石綿含有断熱材等の使用が確認された場合)、発注者(及び自主施工者)は管轄する地方公共団体に届出^{*7}を行わなければなりません。

事前調査結果の写しは、現場に備え置きするように義務付けられています。

<適正な事前調査の重要性>

事前調査で石綿含有建築材料「なし」という結果であったにも関わらず、解体等工事の着手後に石綿含有建築材料の存在が明らかになった場合、工事を一時停止して、必要な措置を講じなければな

^{*6} 解体床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体工事、請負代金が 100 万円以上の建築物の改造・補修及び 環境大臣が定める工作物(令和2年環境省告示第77号)の解体等工事

^{*7} 地方公共団体によっては、届出対象特定工事以外の工事についても条例に基づき届出が必要な場合があります。また、条例の届出義務者は、地方公共団体により異なる場合があります。

りません。また、石綿含有建築材料がないと思い込み、そのまま解体等工事を実施して石綿を飛散させてしまい、トラブルになった事例もあります。そうなると周辺住民等から信頼を得ることが難しくなり、工期も遅れることになります。こうした事態に陥らないよう、事前調査は適正に行わなければなりません。そのため、発注者は元請業者に適正に調査を実施するよう促し、また、自主施工者は自ら適正に調査を実施することが求められます。

なお、事前調査については、令和 5(2023)年 10 月より「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号)」に基づく「特定建築物石綿含有建材調査者」、「一般建築物石綿含有建材調査者」、「一戸建て等石綿含有建材調査者」又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者による実施が義務付けられます^{*8}。

(4) リスクコミュニケーションを行うための準備

① 実施時期

石綿飛散防止対策に関するリスクコミュニケーションを行う時期としては、図 2-2 に示すとおり、大きく分けて、解体等工事の実施前、石綿除去等作業の実施中、石綿除去等作業の終了後の 3 段階が想定されます。また、事前調査で確認できなかった石綿含有建築材料を新たに発見した場合や石綿の飛散事故等が発生した場合には、追加的なリスクコミュニケーションが必須となります。

なお、各段階におけるリスクコミュニケーションを行う具体的な時期や実施頻度については、必要に応じて、地方公共団体等関係機関や自治会長等と相談の上決定します。周辺住民等から要望があった場合は、その都度、住民等と意見交換しながら、必要に応じて対応します。

(ア) 解体等工事の実施前

解体等工事の実施前には、石綿の有無に関わらず事前調査結果の掲示を行うとともに、石綿が使用されていた場合には作業内容等の掲示を行い周辺住民等へ周知することが、大気汚染防止法や石綿障害予防規則及び厚生労働省通達により定められています。

解体等工事の規模や期間によっては、周辺住民等の不安解消や住民等とのトラブル回避のため、また、住民等からの情報や意見を得るために、事前にチラシの配布や説明会の開催などによる積極的なリスクコミュニケーションを実施します。

なお、事前調査結果が判明してから解体等工事を開始するまでの期間が長くなる場合(数ヵ月以上空く場合)は、周辺住民等の不安を解消するため、事前調査結果が判明した段階で調査結果を先行して公表するようにします。

(イ) 石綿除去等作業の実施中

石綿除去等作業がある程度長い期間に及ぶ場合は、石綿の漏えいの有無や石綿除去等作業の進捗状況、大気中の石綿濃度の測定結果等について、周辺住民等への情報提供を行います。

*8 一戸建て等石綿含有建材調査者による事前調査の範囲は、一戸建ての住宅または共同住宅の住戸の内部に限定されているため、共同住宅のベランダや廊下等の共用部分、店舗併用住宅については、特定建築物石綿含有建材調査者や一般建築物石綿含有建材調査者に調査を依頼してください。また、令和 5 年 10 月の義務付け適用開始前であっても、可能な限りこれら事前調査に必要な知識を有する者に調査を実施させてください。なお、工作物や平成 18 年 9 月 1 日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物については、調査者等による事前調査の実施は義務付けられていません。

同等以上の能力を有すると認められた者:義務付け前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

なお、周辺住民等から問い合わせがあった場合は、現場に備え置きしている事前調査結果の写し等を活用して、正確でわかりやすく、速やかに回答することが、住民等の不信感や不安感の解消につながります。

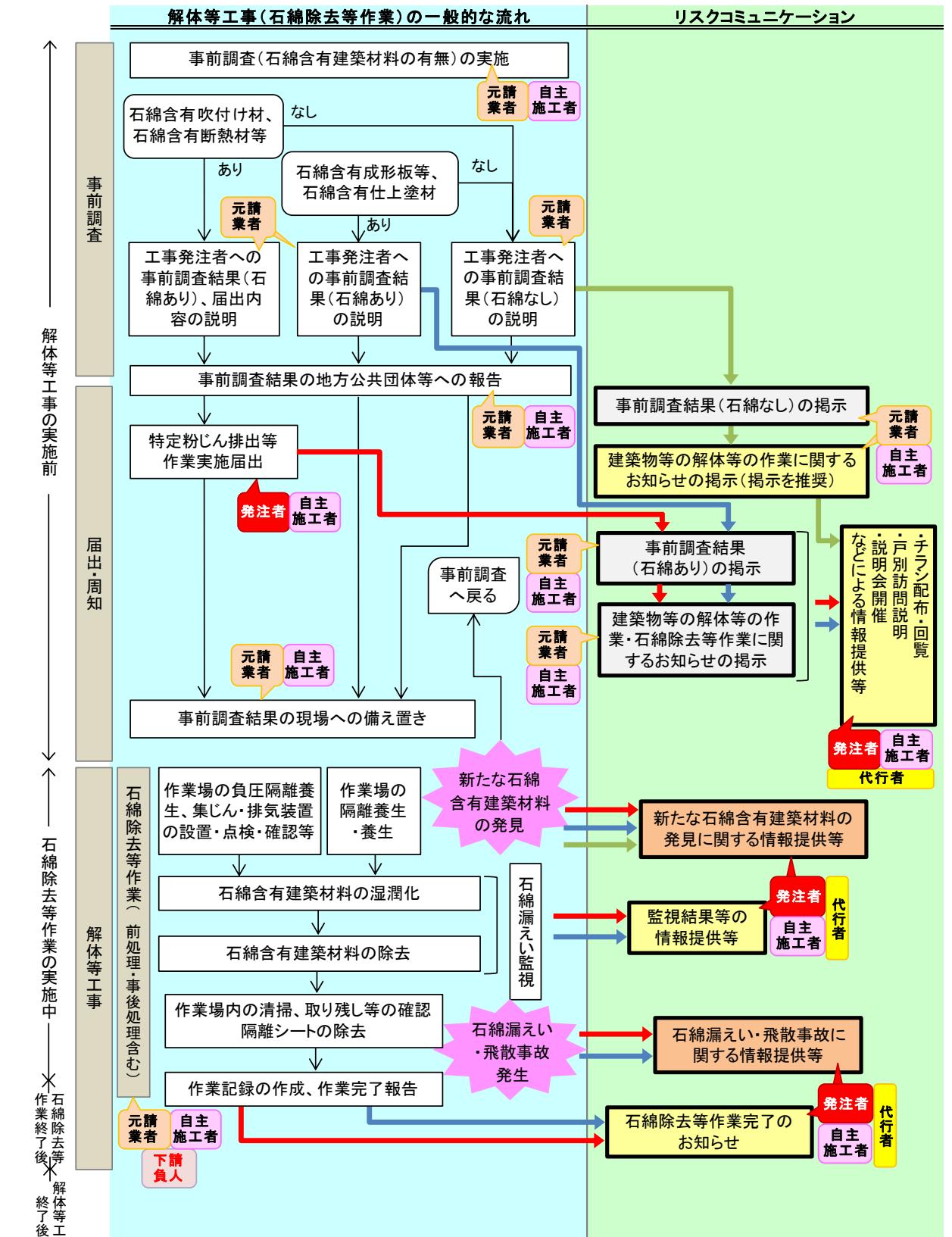
(ウ)石綿除去等作業の終了後

石綿除去等作業の終了後には、石綿除去等作業が終了したことや除去した石綿含有建築材料の処理状況等について、情報提供します。

(エ)新たな石綿含有建築材料発見時、石綿漏えい・飛散事故発生時

新たな石綿含有建築材料発見時や石綿漏えい・飛散事故発生時のリスクコミュニケーションは、周辺住民等の信頼回復のためにも、重要なものとなります。

これらの問題が発生した際のリスクコミュニケーションに関する留意事項等は、本ガイドライン「3. 石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション」(p.31～34)に示しましたので、ご参照ください。



凡 例

- : リスクコミュニケーション(法令等の規定あり)
- : リスクコミュニケーション(法令等の規定なし)
- : 石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション(法令等の規定なし)
- : 実施者
- : 石綿除去等作業関連の流れ
- : リスクコミュニケーションの流れ(石綿含有吹付け材、断熱材等)
- : リスクコミュニケーションの流れ(石綿含有成形板等、仕上塗材)
- : リスクコミュニケーションの流れ(石綿なし)

図 2-2 解体等工事(石綿除去等作業)の一般的な流れとリスクコミュニケーションの実施時期

② 対象範囲(対象エリア・対象者)

解体等工事の現場からの範囲(エリア)で、また、誰を対象(表 1-3 参照(p.6))にリスクコミュニケーションを行うかを検討します。

解体等工事の対象となる建築物等の規模や工事の期間、石綿除去等作業を行う作業場所の位置、石綿除去等作業の実施期間中に当該建物あるいは敷地内で活動する人の有無、周辺に、学校や通学路、病院、大型ショッピングセンターなど、特に配慮が必要な施設や不特定多数人が出入りする施設が存在するかなどによって、リスクコミュニケーションを行う対象範囲が異なってきます。

解体等工事を行う地域や地理的要件等により対象範囲は変わりうると考えられるため、対象範囲を一律に定めることはできません。リスクコミュニケーションの優先度に関する考え方を、表 2-1 にまとめました。工事の種類(全面解体か、一部改造・補修なのか)や石綿含有建築材料の種類(解体時に飛散性の高い建築材料か)、作業の方法(破碎等石綿を飛散させるおそれの高い作業か、原形のまま取り外すような飛散させるおそれの少ない作業のか)、石綿の使用箇所(屋根なのか、外壁なのか、内装なのかなど)、地域のコミュニティの状況(親密か疎遠かなど)等を勘案して、「参考資料 4. リスクコミュニケーションの個別事例」及び「参考資料 5. 地方公共団体の条例等で規定・指導している解体等工事の周知範囲等の例」を参考に、判断してください。

保育所や学校等、その通学路、病院、大型ショッピングセンター、イベントホール(コンサートホール、スポーツ施設など)など、特に配慮が必要な施設や不特定多数人が出入りする施設が存在する場合、これらの施設管理者と相談の上、対象範囲を決定してください。

なお、条例等で情報提供を行う範囲が定められている場合は、最低限その範囲の周辺住民等に情報提供を行うものとし、必要に応じて、地方公共団体等関係機関や自治会長等と相談の上、さらに対象範囲を広げてリスクコミュニケーションを行ってください。

表 2-1 リスクコミュニケーションの優先度に関する考え方

優先度 要件等	高		低
建築物の規模	・大規模	・小規模	
工事期間	・長期間	・短期間	
工事現場の位置	・人口密集地域	・人口閑散地域	
工事中の 人の出入り等	<ul style="list-style-type: none"> ・特に配慮が必要な施設内の工事 ・近傍に特に配慮が必要な施設あり <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数人の出入りあり ・就業者・居住者あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・近傍に特に配慮が必要な施設なし <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数人の出入りなし ・就業者・居住者なし 	
石綿含有建築材料 の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 ・石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有成形板等 ・石綿含有仕上塗材 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿なし
作業の方法	・破碎等石綿を飛散させる おそれの高い作業	・原形のまま取り外し等飛散させる おそれの少ない作業	

<就業者や居住者が存在する中で改修工事を行う場合>

- 外壁工事や内装工事等、就業者がいる中でテナントビル等の改修工事を行う場合や、居住者がいる状態で集合住宅の改修工事を行う場合には、当該施設の関係者への説明が必要です。
- 当該施設周辺の対象範囲については、他の工事と同様に判断してください。

<個人所有の戸建住宅の場合>

- 最低限、周囲の隣接地への説明は必要です。
- 地方公共団体によっては、条例等により説明する範囲を指定している場合があります。
- 対象範囲の設定に迷った場合は、必要に応じて、地方公共団体等関係機関や自治会長等に相談して決めるようにします。

③ 情報提供する事項

適切な情報の提供は、リスクコミュニケーションの重要な第一歩です。

「情報を開示すると周辺住民等の無用な不安を招くだけではないか」、「都合の悪い情報は提供したくない」と考えて情報を隠せば、周辺住民等の大きな不信を招き、トラブルへと発展してしまうかもしれません。周辺住民等が求めている情報は何かを考え、情報を整理・分類して、重要な情報を漏らさず、また、不利な情報も隠さず、適切な量でわかりやすく提供することが重要です。

以下に、実施時期ごとに情報提供する事項をまとめました。

(ア)解体等工事の実施前

解体等工事の実施前において情報提供する事項の例は、表 2-2 に示すとおりです。これらの事項については、周辺住民等に説明できるよう、わかりやすく事前に取りまとめておきます。

周辺住民等に石綿の使用状況や除去等作業の方法、石綿飛散防止対策等に対する理解を深めていただくため、発注者や元請業者等が伝えたい情報だけを伝達するのではなく、周辺住民等が**知りたいと思う必要とする**情報をわかりやすく提供することが重要です。周辺住民等が**知りたいと思う必要とする**情報には、石綿に係る情報だけではなく、工事全般の情報（例えば工事全体の工期や作業時間、騒音・振動や粉じん対策、車両の搬入出経路等）も含まれます。これら情報の取りまとめは、必要に応じて、地方公共団体等関係機関や自治会長等と相談の上、行うようにします。

また、新たな石綿含有建築材料の発見時や石綿漏えい・飛散事故発生時に備え、地方公共団体等関係機関のほか、必要に応じて自治会長等に相談した上であらかじめ対応策や周知方法を検討し、その内容を工事の実施前に情報提供するようにします。

＜解体等工事における石綿に関する掲示について＞

● 掲示の種類⁹

建築物等の解体等工事を行う際は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則で「事前調査結果の掲示」が義務付けられています。いずれの法令においても、「石綿なし」の場合もその結果及び判断した根拠を掲示する必要があります。

また、「石綿あり」の場合は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則で規定される「作業内容等の掲示」が義務付けられています。

法令ごとに掲示事項が重複する場合は、重複して記載する必要はありません。**また、事前調査結果と作業内容等の掲示は、合わせて一つの掲示としてもかまいません。**掲示様式の例を「参考資料 6. リスクコミュニケーションで使用する資料の例」に示しましたので、ご参照ください。

なお、「石綿なし」の場合も「解体等作業のお知らせ」等を掲示することが望ましく、地方公共団体によっては条例等により掲示を義務付けている場合があります。

その他、除去した石綿等の廃棄物を現場で保管する場合には、廃棄物処理法に基づく掲示板の設置が義務付けられています。

これらの掲示は元請業者又は自主施工者に義務付けられています。

● 掲示の大きさ

大気汚染防止法では、事前調査結果や作業内容等の掲示の大きさについて、JIS A列3番の用紙に相当する 42.0 センチメートル×29.7 センチメートル以上としています。地方公共団体によっては、条例等により大きさや色が指定されている場合がありますので、事前に確認してください。

● 掲示の設置日

掲示の設置日(開始日)について、法令上の規定はありませんが、遅くとも解体等工事の開始前までに行う必要があります。地方公共団体によっては、条例等により設置日を指定している場合がありますので、事前に確認してください。

⁹ 建築物等の解体等工事を行う際は、大気汚染防止法や石綿障害予防規則の掲示だけでなく、建設業法(建設業の許可票)や建設リサイクル法(解体工事業登録票)の掲示、労働保険の保険料徴収等に関する法律施行規則の「労災保険関係成立票」の掲示等も必要であり、その他にも地方公共団体の条例等で規定する掲示が必要な場合もありますので、事前に確認してください。

表 2-2 解体等工事の実施前に情報提供する事項の例

【事前調査に関する事項】
<ul style="list-style-type: none"> ● 事前調査を行った者の氏名または名称及び住所(法人にあっては、その代表者の氏名)★ (令和5年10月以降は、事前調査を行った者の氏名及び講習実施機関の名称) ● 事前調査の調査方法及び調査箇所(分析調査を行った場合は分析方法を含む)★ ● 事前調査を終了した年月日★ ● 事前調査結果の概要 <ul style="list-style-type: none"> ○ 部位ごとの石綿の有無(石綿なしの場合は判断根拠)、含有している石綿の種類 ○ 石綿含有建築材料の種類〔届出対象(吹付け材、断熱材等)、届出対象外(成形板等、仕上塗材)〕★ ○ 石綿含有建築材料の使用箇所及び使用面積 ● 事前調査結果の報告先、報告年月日(令和4年4月以降、地方公共団体等への報告義務がある工事の場合に限る)★
【作業内容等に関する事項(石綿除去等作業に該当する場合)】
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業場(工事現場)の名称★ ● 発注者または自主施工者の氏名または名称及び住所★ ● 元請業者の氏名または名称及び住所、現場責任者の氏名、連絡場所★ ● 届出先、届出年月日(届出対象特定工事や条例等の届出が必要な工事に限る)★ ● 石綿に関する基本的事項、毒性、健康リスク(作業者向け)★ ● 石綿除去等作業の計画 <ul style="list-style-type: none"> ・石綿除去等作業の実施予定箇所(実施エリア) ・石綿除去等作業の実施予定期間★、実施時間帯 ・石綿除去等作業の方法★ ・石綿作業主任者★ ・石綿飛散防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ※計画した石綿飛散防止対策(工法)に対し、その対策(工法)を採用した理由、対策効果及び効果を得るために留意点についても説明できるようまとめる。 ※石綿含有建築材料の種類(届出対象、届出対象外)ごとにまとめる。 ・石綿漏えい監視方法 ・石綿の廃棄物の保管場所の位置 ・石綿の廃棄物が移動される時期、時間帯、トラックの台数 ・完了検査の方法(取り残しの有無の確認等) ・作業中・終了時の情報提供の方法 ● 新たな石綿含有建築材料発見時、石綿漏えい・飛散事故発生時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺住民等や管轄する地方公共団体等関係機関への情報伝達・情報共有の方法(伝達経路) ○ 周辺住民等の石綿ばく露防止対策 ● 解体等工事(石綿以外)の概要(工事の内容、場所、工法、工事実施体制、スケジュール等) ● 騒音・振動、粉じん対策 ● 工事車両の搬入出経路 ● 地震等の災害発生時の対応 ● その他周辺住民等に伝えるべき事項や周辺住民等が必要とする事項 ● 問い合わせ窓口★

注)★印は、大気汚染防止法、石綿障害予防規則及び厚生労働省通達(平成17年8月2日付け基安発第0802001号)により規定されている掲示事項などで、最低限情報提供が必要な事項(必須事項)。

(イ)石綿除去等作業の実施中

石綿除去等作業の実施中のリスクコミュニケーションにおいて情報提供する事項の例は、表 2-3 に示すとおりです。

なお、石綿除去等作業の実施中に新たな石綿含有建築材料が発見された場合や、石綿の漏えい・飛散等があった場合については、本ガイドライン「3. 石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション」(p.31~34)を参照してください。

表 2-3 石綿除去等作業の実施中に情報提供する事項の例

- 石綿漏えい監視状況
 - 漏えい監視方法、監視位置
 - 漏えい監視の実施者の氏名等
 - 漏えい監視結果（石綿漏えいの有無^{*10}、粉じん濃度や総纖維数濃度など）
 - 施工区画周辺等における大気中の石綿濃度の測定結果
※測定を実施している場合
- 石綿除去等作業の進捗状況
- 問い合わせ窓口

(ウ)石綿除去等作業の終了後

石綿除去等作業の終了後のリスクコミュニケーションにおいて情報提供する事項の例は、表 2-4 に示すとおりです。

表 2-4 石綿除去等作業の終了後に情報提供する事項の例

- 石綿除去等作業の実施内容（作業場所、除去等作業の方法などの概要）
- 石綿除去等作業終了の報告
- 石綿除去等作業終了年月日
- 石綿除去等作業の実施中の「石綿漏えい・飛散等なし」の報告
※石綿漏えい・飛散なしの場合
- 取り残し等の確認を行った者の氏名及び講習実施機関の名称
- 石綿除去等作業終了時に作業場内の清掃を実施したことの報告
- 石綿粉じんが飛散するおそれがないことの確認結果
(負圧隔離養生を伴う作業の場合における、隔離シート撤去前の総纖維数濃度等の測定結果)
- 除去した石綿含有建築材料（廃石綿等及び石綿含有廃棄物）の処分状況等
- 石綿除去等作業実施者（自主施工者または元請業者）の氏名等
- 発注者または自主施工者の氏名等
- 問い合わせ窓口

注)石綿漏えい・飛散事故ありの場合は、本ガイドライン「3. 石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション」(p.31~34)をご参照ください。

*¹⁰ 石綿漏えいの有無：「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和 3 年 3 月 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課、環境省 水・大気環境局 大気環境課)において、石綿漏えい監視の観点からの目安は、石綿纖維数濃度 1 本/L(大気 1 リットル中に長さ 5 μm 以上、幅(直径)3 μm 未満で、かつ、長さと幅の比(アスペクト比)が 3:1 以上の大きさの石綿の纖維の本数が 1 本)とすることが適当であるとされている。

④ 情報提供方法の検討・決定

情報提供の方法としては、以下に示すような方法があります。

なお、情報提供方法の掲載順は、優先順位(望ましい方法の順位)を示すものではありません。状況に応じて、以下を参考に適切な方法を選択してください。

＜情報提供の方法＞

- 揭示
- チラシの配布・回覧
- 戸別訪問
- 説明会

など

事前調査結果等の掲示については、大気汚染防止法等で義務付けられているため、必須です。しかし、掲示だけでは対象範囲が限られること、提供できる情報が少なく、周辺住民等の誤解や無用な不安・不信を招くおそれがあるため、他の方法と組み合わせて実施することが求められます。なお、事前調査で石綿の使用が「なし」という結果であった場合も、掲示は必要です。

掲示という方法は、不特定多数の人に情報提供することができる方法ではありますが、局所的、かつ、双方向性が低い方法のため、他の方法と組み合わせてリスクコミュニケーションを実施することが効果的です。

掲示以外の方法については、解体等工事・石綿除去等作業の規模(解体か改造・補修か、全面工事か一部工事かなど)や工事・除去等作業の期間、石綿含有建築材料の種類やリスクの大きさ、リスクコミュニケーションの対象範囲(エリアの広さ、対象者の数等)、地域の特性を考慮して、適切な方法を選択します。例えば、戸建住宅と大規模建築物等では、用いる方法が異なってきます。また、乳幼児、児童、生徒等が滞在する施設、あるいは、周辺に同様の施設が存在する場合などについては、丁寧な対応が可能な説明会などの方法を選択するようにします。

なお、情報提供の方法は、リスクコミュニケーションを円滑に進めるため、必要に応じて、地方公共団体等関係機関や自治会長等と相談の上、決定するようにします。また、必要であれば、複数の方法を組み合わせて行います。

主な情報提供方法の特徴を表2-5に、工事の規模等別の情報提供方法を表2-6にまとめましたので、ご参照ください。

＜個人所有の戸建住宅の場合＞

- 表2-6に示すように、個人所有の戸建住宅の場合、戸別訪問とチラシ配布を併用して行うようにします。
- 周囲の隣接地については、戸別訪問により、石綿の有無や石綿除去等作業、石綿飛散防止対策等に関する説明を行います。工事開始前の工事のあいさつと兼ねて行うといいでしよう。
- 訪問した際、不在だった場合は、チラシを投函しておきます。
- 訪問しない範囲については、チラシを配布するようにします。
- 工事の終了時も、工事開始前と同様の範囲には、訪問やチラシでお知らせするようにします。

表 2-5 主な情報提供方法の特徴

方法	情報量	双方向性	実施しやすさ	メリット	デメリット
掲示	最低限～少	低	易	<ul style="list-style-type: none"> ●掲示場所(工事現場の周囲等)を通行する不特定多数の人、たまたま通りがかった人などへも石綿の有無や石綿除去等作業、石綿飛散防止対策等に関する情報を常時提供することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●掲示場所を通行しない周辺住民等へは情報提供等ができるない。また、コミュニケーションの双方向性も低い。
チラシの配布・回覧	少	低	易	<ul style="list-style-type: none"> ●局所・少数から広範囲・多数の人を対象とすることが可能。また、ショッピングセンターやイベントホールなどを利用する不特定多数の人を対象とすることも可能。 ●効率的に広範囲・多数の人へ情報を提供することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーションの双方向性が低い。
戸別訪問	中～多	中～高	中～難	<ul style="list-style-type: none"> ●対面でのコミュニケーションであり、双方向性が高く、直に一人ひとりの住民等の意見等を聞き、対策等に反映できる。また、不安解消や信頼構築にも有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象範囲が広範囲・多数になると効率性が低くなるため、ある程度範囲が限られる。 ●相手の都合により時間が限定されるため余裕をもった期間が必要である。 ●突然の訪問や、説明する姿勢・態度、説明内容が不十分と判断される場合は不信感が高まるおそれがある。
説明会	多	中～高	中～難	<ul style="list-style-type: none"> ●局所・少数から広範囲・多数の人を対象にすることが可能。 ●また、学校関係者など広範囲に分散している人を対象とすることも可能。 ●対面でのコミュニケーションであり、双方向性が高く、直に住民等の意見等を聞き、対策等に反映できる。また、不安解消や信頼構築にも有効。 ●1対1ではなく、複数での意見交換が可能で、相互理解が促進される。 ●対象範囲が広範囲・多数の場合は、戸別訪問よりも効率的。 	<ul style="list-style-type: none"> ●説明会に参加しなかった人には情報提供等ができない。 ●適正な場所に会場を確保できるとは限らない。 ●準備に時間等がかかり、不慣れな人が開催するには敷居が高い。 ●説明が不十分と判断される場合は不信感が高まるおそれがある。

表 2-6 建築物の規模等別の情報提供方法

石綿の有無 工事の規模、 施設等 方法	石綿「あり」の場合						石綿 「なし」 の場合
	小規模 工事 (戸建住宅 以外)	小規模 工事 (戸建住宅 以外)	中規模 工事	大規模 工事	ショッピングセ ンター・イベン トホール等	学校等	
掲示	●	●	●	●	●	●	●
チラシの配布・回覧	○	○	○	○	○ ^{※1}	○	-
戸別訪問	○	○	△	△	△	△	-
説明会	-	△	○	○	○ ^{※2}	○ ^{※3}	-
対象範囲	エリア	狭い	狭い	中程度	広い	中程度 (点在)	-
	対象者	少数	少数	中程度	多数	多数	-

注)1. ●:必須、○:適している、△:やや適している

2. 小規模工事(戸建住宅以外):小規模建築物の改造・補修、解体工事、中・大規模建築物の小規模改造・補修工事など。個人所有のアパートや小規模倉庫なども含む。

中規模工事:中規模建築物の改造・補修、解体工事、大規模建築物の中規模改造・補修工事など。

大規模工事:大規模建築物の大規模改造・補修、解体工事など。

3. ^{※1}:対象範囲に来場者を含む。

^{※2}:対象範囲に施設関係者(管理者、従業員等)を含む。

^{※3}:対象範囲に学校等関係者(教員、従業員等)、保護者等を含む。

4. 情報提供した内容と情報提供の時期、方法を文書で報告することを条例等で義務付けている地方公共団体がある。

⑤ 問い合わせ等への準備

リスクコミュニケーションは、石綿に係る情報を周辺住民等に一方的に提供することではありません。住民等からの疑問に答え、住民等の不安を取り除くことも重要なリスクコミュニケーションの目的です。そのため、情報提供する事項の取りまとめと併せて、以下の事項についても事前に作成、検討しておくようにします。石綿漏えい・飛散事故発生時等の対応方法については、発生時等に速やかに対応するため、地方公共団体等関係機関のほか、必要に応じて自治会長等と相談の上、あらかじめ対応を検討しておくようにします。

なお、想定問答の例を「参考資料 8. 想定問答の例」に示しましたので、ご参照ください。

- 周辺住民等からの問い合わせに関する想定問答集の作成
- 問い合わせ窓口、担当者の設置
- 石綿漏えい・飛散事故発生時等の対応方法の検討

(5)リスクコミュニケーションの実施

リスクコミュニケーションの実施にあたって、情報提供方法ごとの詳細と留意事項を以下に示します。

①掲示により実施する場合

大気汚染防止法では、解体等工事の開始前に、事前調査結果(特定建築材料の有無)や特定粉じん排出等作業の実施について掲示し、周辺住民等へ周知しなければならないことが定められています。これらの掲示は、周辺住民や通行人、周辺事業所、解体等作業を行う建築物等の内部あるいはその敷地内で活動する人など、公衆が見やすい場所に設置しなければなりません。

石綿障害予防規則や厚生労働省通達においても、事前調査結果(石綿含有建築材料の有無)や建築物等の解体等工事(石綿除去等作業)の実施について労働者(工事の作業従事者)の見やすい場所に掲示することが定められており、併せて、厚生労働省の通達「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」(平成17年8月)では、周辺住民にも配慮し、見やすい位置に掲示するよう求めています。

事前調査結果の掲示は、解体等の作業開始から終了までの工事期間を通して行うことが環境省通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 環水大大発第2011301号」により求められています。掲示様式の例を「参考資料6. リスクコミュニケーションで使用する資料の例」に示しましたので、ご参照ください。

また、「石綿あり」の場合で石綿除去等作業が終了した際は、「石綿除去等作業終了のお知らせ」を解体工事全体が終了するまで掲示しておきます([p.26 図2-4 参照](#))。

法令等により掲示が義務付けられていない事項についても積極的に情報提供するようにします。[次](#)項に示す「② チラシの配布・回覧」でチラシを作成した場合は、それも掲示します。

また、コミュニケーションの双方向性を高めるため、掲示後の周辺住民等からの問い合わせに速やかに対応できる体制を整えておくようにします。

＜掲示内容に変更がある場合には＞

新たに石綿含有建築材料が確認されたり、作業方法や工程に変更が生じたりした場合は、掲示内容の修正が必要となります。この際、変更した内容や期日、理由について説明できるチラシ等を用意しておくとよいでしょう。特に、説明会の実施等、他の方法により説明を行っている場合は、説明内容との差異が生じると、苦情につながるケースが多くなっています。

また、掲示の更新は見た目への配慮も必要です。手書きでの修正などは避けるようにしましょう。

②チラシの配布・回覧で実施する場合

情報提供する事項を示したチラシを作成し、配布・回覧します。チラシは戸別に配布するか、自治会等の回覧板を活用します。

なお、チラシに掲載する内容については、本ガイドライン「2.(4)③ 情報提供する事項」([p.13~16](#))をご参照ください。また、解体等工事の実施前に配布・回覧するチラシ(解体等工事開始のお知らせ)の掲載内容の悪い事例を図2-3(1)に、良い事例を図2-3(2)①~②に、戸建住宅の場合の良い事例を図2-3(3)に、石綿除去等作業終了時に配布・回覧するチラシ(石綿除去作業終了のお知らせ)の掲載内容の良い事例を図2-4に示しましたので、ご参照ください。

そのほか、以下のような点に注意が必要です。

- チラシは、説明会等の他の方法と比べ伝えられる情報量が限られる(A4判1枚～A3判1枚程度)ので、誤解を招かないよう簡潔で、かつ、専門用語を避ける等わかりやすい文章にします。
- 周辺住民等が読みやすい量で、図表を有効に使い、伝えたい情報を的確にわかりやすく記載します。
- 発注者や元請業者、自主施工者の連絡先を必ず明記し、周辺住民等が問い合わせできるようにします。
- チラシの配布時に、訪問先の住民等がチラシの配布者を不審者と間違わないよう名刺や身分証等を携帯します。
- チラシの配布時に、住民等に面会した場合は、チラシの内容についてわかりやすく説明し、また、その時、質問等を受けた場合は、誠意を持って対応するようにします。その場でチラシの内容を十分説明できない場合は、後日再訪して説明したり、説明会を開催する等の対応を伝えます(相手の都合を確認しておきます)。
- コミュニケーションの双方向性を高めるため、配布・回覧後の周辺住民等からの問い合わせに速やかに対応できる体制を整えておきます。

<解体等工事の実施前 悪い事例>

令和〇年〇月吉日

ご近隣の皆様へ

誰が出したものなのか、
発行者の記述がない。

解体工事開始のお知らせ

謹啓 皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、■■市●●町▲▲に既存する建物の解体工事を実施させて頂くにあたり、皆様のご理解とご協力を頂きたく、事前に解体工事に係る対策等をご説明申し上げたくお知らせいたします。

また、工事期間中、ご近隣の皆様には何かとご迷惑をおかけする事があろうかと存じますが、工事に際しましては騒音・振動及び危険防止、交通安全等につき細心の注意をもって最善の努力を致す所存でありますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

上から3行目で対策等をご説明すると言ひながら、対策については一切の記載がない。

そもそも、石綿の有無や石綿除去等に関する記載が本文中にない。 謹白

記

工事名称

〇〇〇ビル解体工事

工事場所

■■市●●町▲▲111-1

予定期

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

石綿除去作業期間

令和〇年〇月△日～令和〇年〇月▽日

作業時間

00:00～00:00

(片づけ作業含む。休日は日曜日、祝祭日)

※万一、工程等に変更が生じた場合は隨時ご連絡いたします。

工事概要

鉄骨造3階建て 解体撤去処分一式

一部石綿除去含む

ここにも石綿飛散防止対策等に関する記述なし

※何かお気付きの点がございました場合は、大変お手数ですが弊社までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

【解体業者】	会社名	株式会社〇〇〇〇
	住所	■■市××町〇丁目 1-1
	連絡先	000-00-000
	現場責任者	〇〇 □□□
	携帯電話	000-0000-0000

↑
発注者の情報がない。

図 2-3(1) チラシの掲載内容(解体等工事開始のお知らせ)の事例(悪い事例)

＜解体等工事の実施前 良い事例（1ページ目）＞

ご近隣の皆様へ

発注者または自主施工者のリスクコミュニケーションの代行者(委託した場合)の名前を記載する。

令和〇年〇月吉日

株式会社 ■■■■
株式会社 ○○○○

本文中に、法律に基づく調査で石綿含有建築材料が確認されたこと、確認された石綿含有建築材料の種類、発じん性、除去等工事時の飛散防止対策等を簡潔に示す。

〇〇〇ビル解体工事及び石綿除去作業開始のお知らせ

タイトルに石綿除去等作業を行うことを明記する

謹啓 皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、私どもの〇〇〇ビルを解体するにあたり、大気汚染防止法及び石綿障害防止規則に基づく調査により石綿（アスベスト）含有建築材料の使用が確認され、石綿除去工事を実施する運びとなりました。

確認された石綿含有建築材料は、発じん性の比較的低い石綿含有成形板等に分類される石綿含有スレートボードです。スレートボードは、むやみに除去すると石綿が飛散する可能性があるため、作業場所をシートで囲ったのち、発じんしないよう温潤化した上で、人の手で原形のまま取り外します。除去したスレートボードは、廃棄物処理法に基づき適正に処理いたします。

また、工事に際しましては、騒音・振動防止や危険防止、交通安全等にも努めますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

お知らせの配布範囲を設定した根拠を示す。配布範囲の設定は、本ガイドラインの「2.(4)②対象範囲(対象エリア・対象者)」及び参考資料4～5を参照のこと。

謙白

工事名称 ○○○ビル解体工事
工事場所 ■■市●●町▲▲111-1
工事概要 鉄骨造3階建て 解体撤去処分一式（一部石綿除去含む）
予定期工 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

石綿確認方法・実施者 ((株) ××× ○○○○ 特定建築物石綿含有建材調査者
講習実施機関○○○修了証明書番号●●●)

石線確認箇所
1階○○室天井

石綿含有建築材料の種類 石綿含有成形板等（石綿含有フレートボード）

石綿含有建築材料の種類 石綿含有成形板等（石綿含有入り）
石綿除去等作業の内容 除去（石綿含有成形板等の取り外し）

石綿除去等作業場所 1階〇〇室（南東側角）

石綿除去等作業期間　令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

右紙除公著作案期間 书和〇年〇月〇日
著作時間 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

作業時間 00.00~00.00
(片づけ作業含む) 休日は日曜日、祝

（片づけ作業含む。）

・作業場所をシートで囲い、留め付け部を混

・作業場所をシートで囲い、留め付け部を壊さずに入り手で直形のままで取り外す

取扱い上に際しては、石縄を含む廃棄物として他の

- ・取り外した入り口木柱は、石綿含有廃棄物として他の物と混じらないように集積し、適宜散水して常に湿潤状態を保つ。
 - ・集積した石綿含有廃棄物は、密閉こん包して保管する。こん包時に破碎が必要な場合は、最小限に止め、湿潤化しながら行う。
 - ・石綿含有廃棄物は、廃棄物処理法に基づき適正に処理する。

本文中より詳しく石綿除去等工事の概要を示す。

図 2-3(2)① チラシの掲載内容(解体等工事開始のお知らせ)の事例(良い事例 1 ページ目)

<解体等工事の実施前 良い事例(2ページ目)>

<解体等工事及び石綿除去等作業の実施場所>

※工事場所を示す地図と石綿除去作業場所を示す建築物の平面図などを入れる。

万が一、新たな石綿を発見した場合や石綿の漏えい・飛散が発生した場合の対応を記述する。

<新たな石綿を発見した場合や石綿の漏えい・飛散が発生した場合の対応>

万が一、石綿除去等作業中に新たな石綿を発見した場合や石綿の漏えい・飛散が発生した場合は、直ちに作業を停止し、事故等の状況を把握し、飛散防止の応急措置を講じるとともに、■■市及び●●自治会長へご報告します。また、事故の原因を究明し、再発防止策を検討した上で、改めて、チラシにて皆様にお知らせするとともに、説明会を開催いたします。

↑
お知らせ方法も記載する。

<その他の取り組み>

※その他、必要に応じて、解体工事の計画や、騒音・振動防止対策、安全対策、交通安全対策等を入れる。

※何かお気付きの点がございました場合は、大変お手数ですが下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

【発注者】	会社名	株式会社■■■■
	住所	■■市△△町 111-1
	連絡先	総務部 000-00-000
	担当者	××× ○○○
	携帯電話	000-0000-0000
【解体業者】	会社名	株式会社○○○○
	住所	■■市××町○丁目 1-1
	連絡先	総務部 111-11-111
	現場責任者	○○ □□□
	携帯電話	111-1111-1111

↑
発注者または自主施工者が個人等で、問い合わせに対応できない場合は、問い合わせ先は代行者としても良い。ただし、発注者または自主施工者の名前・住所は明記すること。

図 2-3(2)② チラシの掲載内容(解体等工事開始のお知らせ)の事例(良い事例 2ページ目)

<石綿除去等作業終了時 良い事例>

<u>ご近隣の皆様へ</u>	発注者または自主施工者とリスクコミュニケーションの代行者(委託した場合)の名前を記載する。	令和〇年〇月〇日				
<u>〇〇〇ビル石綿除去作業終了のお知らせ</u>						
<p>謹啓 皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。</p> <p>〇〇〇ビルの解体に伴い、令和〇年〇月△日から実施しておりました<u>石綿除去作業</u>が、令和〇年〇月△日をもって完了いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>今回除去した<u>石綿含有建築材料</u>は、<u>発じん性の比較的低い石綿含有成形板等に分類される石綿含有スレートボード</u>で、<u>除去作業中に石綿の漏えい・飛散もなく、無事終了いたしました</u>。除去作業終了後には<u>取り残しがないことを確認した上で、作業場内の清掃を行いました</u>。また、<u>除去した石綿含有建築材料は飛散しないようこん包して搬出・運搬し、△△市にある管理型埋立処分場において、廃棄物処理法に基づき適正に処分いたしました</u>。</p> <p>なお、〇〇〇ビルの解体工事につきましては、令和〇年〇月〇日まで続きます。今後とも騒音・振動防止や危険防止、交通安全等に努めますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>						
本文中に、石綿除去等工事が終了したこと、終了時期、除去した石綿含有建築材料の種類、発じん性、除去等工事中の石綿漏えい・飛散がなかったこと、作業終了後に清掃したこと、除去した石綿の処分方法を明記する。		謹白				
工事名称	〇〇〇ビル解体工事					
工事場所	■■市●●町▲▲111-1					
工事概要	鉄骨造 3階建て 解体撤去処分一式（一部石綿除去含む）					
予定工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日					
石綿含有建築材料の種類	石綿含有成形板等（天井材、石綿含有スレートボード）					
石綿除去等作業の内容	除去（石綿含有成形板等の取り外し）					
石綿除去等作業場所	1階〇〇室（南東側角）					
石綿除去作業実施期間	令和〇年〇月△日～令和〇年〇月△日					
石綿除去作業実施者	株式会社〇〇〇					
取り残しがないことを確認	確認日：令和〇年〇月△日 確認者：株式会社〇〇〇 〇〇〇 石綿作業主任者 修了者番号●●●●					
除去作業場所の清掃、石綿含有廃棄物の処分	除去作業後には清掃を行い、除去した石綿含有スレートボードは飛散しないようこん包して搬出・運搬し、△△市にある管理型埋立処分場において、廃棄物処理法に基づき石綿含有廃棄物として適正に処分した。					
<p><お問い合わせ先></p> <table border="1"> <tr> <td>【発注者】</td> <td>会社名 株式会社■■■■ 住所 ■■市△△町111-1 連絡先 総務部 〇〇〇-〇〇-〇〇〇 担当者 ××× 〇〇〇 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>【解体業者】</td> <td>会社名 株式会社〇〇〇〇 住所 ■■市××町〇丁目1-1 連絡先 総務部 111-11-1111 現場責任者 ○○ □□□ 携帯電話 111-1111-1111</td> </tr> </table>			【発注者】	会社名 株式会社■■■■ 住所 ■■市△△町111-1 連絡先 総務部 〇〇〇-〇〇-〇〇〇 担当者 ××× 〇〇〇 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	【解体業者】	会社名 株式会社〇〇〇〇 住所 ■■市××町〇丁目1-1 連絡先 総務部 111-11-1111 現場責任者 ○○ □□□ 携帯電話 111-1111-1111
【発注者】	会社名 株式会社■■■■ 住所 ■■市△△町111-1 連絡先 総務部 〇〇〇-〇〇-〇〇〇 担当者 ××× 〇〇〇 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇					
【解体業者】	会社名 株式会社〇〇〇〇 住所 ■■市××町〇丁目1-1 連絡先 総務部 111-11-1111 現場責任者 ○○ □□□ 携帯電話 111-1111-1111					

図 2-4 チラシの掲載内容(石綿除去作業終了のお知らせ)の良い事例

③ 戸別訪問による説明を実施する場合

発注者または自主施工者あるいは代行者が、周辺住民等を戸別に訪問し、石綿に関する基本的事項や健康リスクの概要、事前調査結果、石綿除去等作業の方法等、石綿飛散防止対策の内容等について説明を行います。「② チラシの配布・回覧」と同様のチラシを用いて説明することも可能です。

戸別訪問による説明は、周辺住民等の意見や懸念事項等を直接聞き対応できるという点が大きなメリットですが、トラブルが発生する可能性もあります。戸別訪問による説明の目的は、説得ではなく理解を得ることであることを念頭に置き、対立を避け、相手の視点に立ってわかりやすく説明するとともに、質問・意見等に対しては真摯に誠意を持って対応することが必要です。

なお、訪問先の数が多い場合には、説明者が複数に分かれることが想定されますが、その場合は、説明者によって説明や応答内容が異ならないよう、事前にマニュアル等を作成し、内容を統一させておくことが必要です。

そのほか、以下のようない点に注意が必要です。

- 訪問先の住民等が訪問者を不審者と間違わないよう名刺や身分証等を携帯します。
- 訪問する時間帯に配慮します。早朝や遅い時間帯は避けるようにします。不在の場合には、曜日を改めて訪問するようにします。
- 訪問先の住民が不在であった場合、チラシ等により周知し、後日改めて説明を求める場合の問い合わせ先や問い合わせ時間等をチラシ等に明示し、不在者からの質問に対応できるようにします。
- 訪問先での説明や応答に困らないよう、事前に説明・応答のマニュアルや想定問答集を作成しておくとともに、リハーサル等を行います。

工事全般の説明を戸別訪問にて行う予定の場合は、別途石綿飛散防止対策についてのみの戸別訪問説明を行う必要はありませんが、工事全般の説明の中で必ず石綿飛散防止対策に関する事項について説明を行ってください。ただし、周辺住民等から石綿飛散防止対策に関する事項に関してさらに詳細な説明を求められた場合には、別途説明に伺うようにします。

④ 説明会を開催する場合

説明会では、周辺住民等に集まつていただき、本ガイドライン「2. (4)③ 情報提供する事項」(p.13~16)に示した事項について説明を行い、それに対する質疑応答や意見交換などを行います。

説明会では、解体等工事に係る石綿飛散防止対策に関する情報を直接伝えることができ、かつ、その場で疑問等に回答できるので、周辺住民等に石綿除去作業等に関する理解を深めていただきやすくなります。また、周辺住民等から直接意見等を聞くことができ、気が付かなかった問題点に気づいたり、意見を反映して石綿飛散防止対策等を充実させたり、工事実施時の注意事項等も事前に把握できたりするため、信頼関係を深め、トラブルを未然に防止することが可能となります。例えば、説明会での周辺住民等との話し合いを経て、事前調査の問題点が指摘されるケース、石綿飛散防止対策のレベルアップが図られるケース、第三者による工事監視を受け入れるケース、工事協定が結ばれるケースなどがあります。

石綿漏えい・飛散事故発生時においては、書面等ではなく、対面で誠実に対応することで、

信頼回復につなげることができます。

このようなメリットも不適切な対応によってはデメリットに変わってしまいますので、十分な準備と適切な対応が必要です。

説明会は、周辺住民等との双方向の話し合いや意見交換を行う場です。その点に留意し、説明は、相手の視点に立ってわかりやすく行うようになります。また、一方的に説明するだけではなく、周辺住民等からの質疑に対しても十分に対応するようにします。質疑応答を適切に行わなかった場合、一方的な説明と受け取られる可能性があり、住民等の不信を招くおそれがあるため注意が必要です。

なお、説明会の開催を元請業者や建設コンサルタント会社、解体等事業をサポートする会社などの代行者に委託した場合でも、説明会開催の責任者はあくまでも発注者または自主施工者となりますので、代行者と協議しながら内容を十分把握するとともに、説明会当日には必ず出席する必要があります。また、説明会では、専門的な内容に及ぶ場合もあり、そこでの説明や回答がその後の信頼構築に大きく影響を及ぼす場合もあるので、事前調査を実施した調査会社や石綿やリスクコミュニケーションの専門家に同席してもらうことも有効です。

説明会開催までの流れの例は、図 2-5 に示すとおりです。また、図 2-5 に示した各段階における具体的な手順については、「参考資料 7. 説明会開催の具体的な手順」にまとめましたので、ご参照ください。

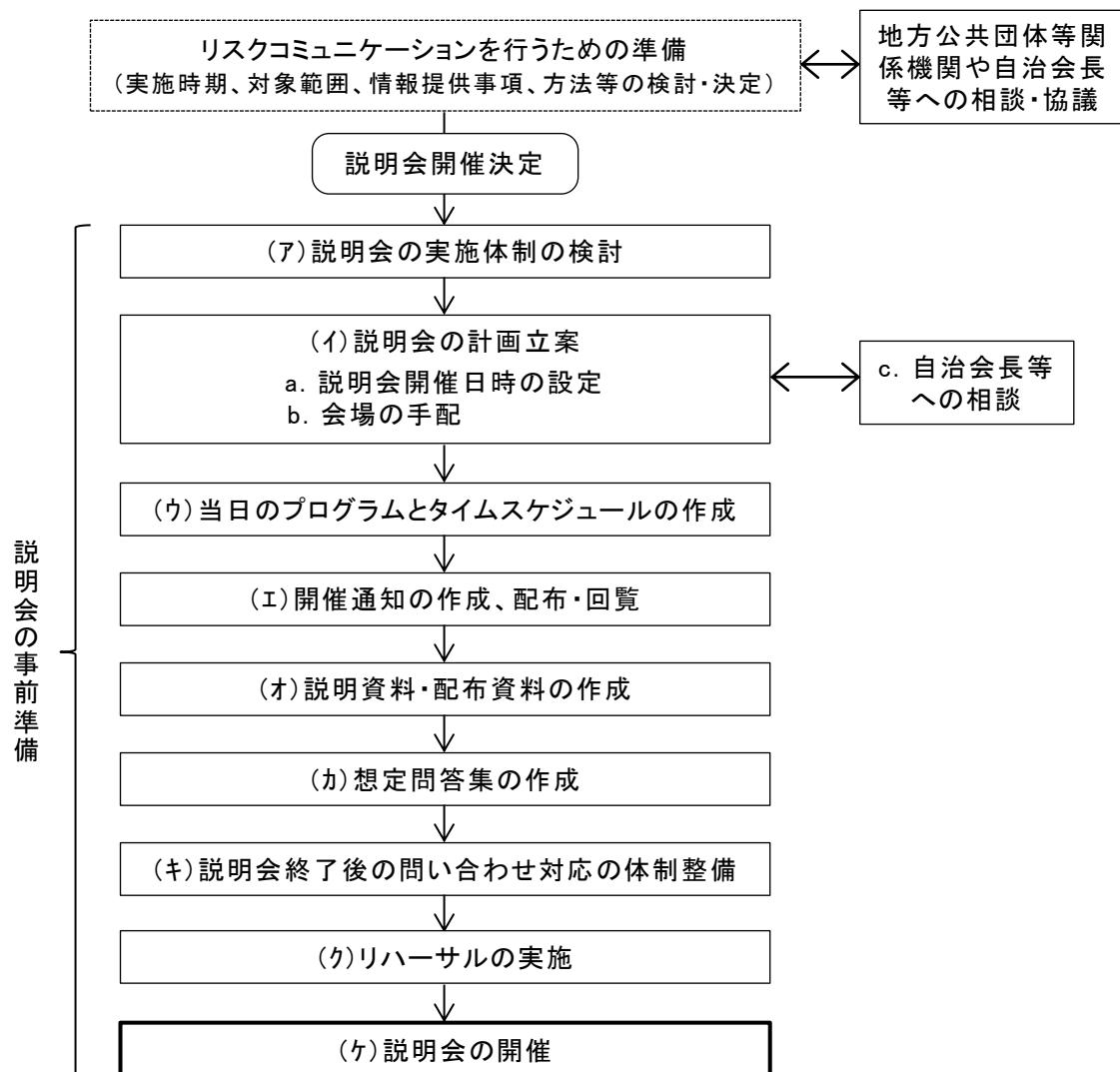


図 2-5 説明会開催までの流れの例

工事全般について説明会を開催する予定の場合は、別途石綿に関してのみの説明会を開催する必要はありませんが、必ず石綿飛散防止対策に関する事項について説明を行ってください。ただし、周辺住民等から石綿に関してさらに詳細な説明会の開催等を求められた場合には、必要に応じて別途開催するようにします。特に、近隣に保育園や幼稚園、学校等がある場合や周辺住民等の石綿飛散防止への関心が高い場合などは、十分なコミュニケーションが必要となりますので、積極的に開催するようにします。

説明会は、多くの参加者が見込まれる複数の曜日・時間帯に設定するようにします。

なお、感染症等がまん延している場合には、国や地方公共団体の定める感染拡大対策を実施しての開催やオンライン説明会、希望される方への個別説明なども検討しておきます。

＜オンライン説明会＞

新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、オンラインによる会議が急速に普及しています。通常の説明会では、時間の都合等で来場できない方や参加をためらう方も一定程度存在すると考えられるため、オンライン会議をすることにより、周辺住民側にとっては工事内容や施工体制を知る機会の増加、発注者側にとって戸別訪問する軒数の削減等の効率化が期待されます。

⑤ その他の方法で実施する場合

その他の方法としては、ホームページや SNS(ソーシャルネットワークサービス)などのメディアを活用した方法等があります。

スマートフォンやインターネットの普及等により、通信技術を活用したコミュニケーション(ICT, Information and Communication Technology)も急速に拡がっています。ホームページの活用方法も変化しており、工事情報の詳細や進捗を掲載するだけではなく、説明会の様子や作業方法を動画で紹介する例も見受けられます。掲示やチラシの配布では伝えられる情報が限られるため、工事内容等をより詳しく知りたい方に対しては適した情報提供の方法といえます。ホームページの存在を知っていただくには、チラシや掲示板に QR コードや URL を掲載しておくのも効果的です。

また、5G(第 5 世代移動通信システム)などのインフラ整備やオープンデータ等の取り組みにより、デジタル化は今後より一層加速すると考えられるため、新たなサービスやプラットフォーム等の活用が期待されます。

ただし、これらの方法により周知を行う場合は、情報が不特定多数に公開される可能性が高いため、発信する内容に留意する必要があります。

自治会が、自治会員に対する周知手段としてホームページや SNS を使用している場合は、それを活用することも可能です。自治会長等と相談し、活用するか否かを検討します。

発注者(企業等の場合)あるいは元請業者のホームページ、SNS を活用する場合は、事前に地方公共団体等関係機関のほか、必要に応じて自治会長等と相談し、実施するか否かを検討します。

なお、ホームページ等を活用しても、それだけでは周辺住民等への周知が十分とは言えないとため、①～④による手段を併用する必要があります。

(6) 実施時期ごとの留意事項

① 解体等工事の実施前

解体等工事の実施前のリスクコミュニケーションは、周辺住民等との信頼構築を図るためにスタートです。解体等工事を円滑に進めるためにも、十分な準備を行い実施するようにします。

② 石綿除去等作業の実施中

石綿除去等作業がある程度の期間に及ぶ場合は、石綿漏えい監視結果（石綿の漏えいの有無など）や石綿除去等作業の進捗状況等について、飛散防止対策の具体的な状況がわかるように写真等を交えて、周辺住民等への情報提供を行います。周辺住民等から問い合わせなどがあった場合は真摯に対応し、正確でわかりやすく、速やかに回答するようにします。これらの情報の提供と対応は、周辺住民等の不信感や不安感の解消につながります。

情報提供の方法としては、特に問題がなければ、掲示やチラシの配布で良いですが、要望があれば説明会を開催します。

また、日常のあいさつや工事現場及び周辺の清掃など、日ごろから周辺住民等とのコミュニケーションを図り、良好な関係を構築しておくことも重要です。特に工事期間が長期にわたる場合は、十分心がけるようにします。

なお、石綿除去等作業の実施中に石綿漏えい・飛散事故が発生した場合などについては、本ガイドライン「3. 石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション」(p.31～34)をご参照ください。

③ 石綿除去等作業の終了後

石綿除去等作業の終了後には、石綿除去等作業が終了したことや除去した石綿含有建築材料の処理状況等について、情報提供を行います。手順は以下のとおりです。

なお、石綿除去等作業の実施中に石綿漏えい・飛散事故が発生した場合などについては、本ガイドライン「3. 石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション」(p.31～34)をご参照ください。

- 元請業者から提出された作業完了報告書を参考に、石綿除去等作業の実施状況や石綿含有建築材料の処理状況、取り残しがなかったこと等について整理します。
- 石綿除去等作業終了後においても、周辺住民等からの問い合わせに速やかに対応できる体制を整えます。
- 石綿除去等作業の実施状況や石綿含有建築材料の処理状況、取り残しがなかったこと等について、周辺住民等へ情報提供します。

情報提供の方法としては、掲示やチラシの配布等が考えられます。要望があれば、説明会を開催します。

なお、石綿除去等作業終了のお知らせは、解体等工事全体が終了するまで掲示しておきます。

(7)信頼性を高める追加的な対応

周辺住民等との良好な関係を築き、より信頼性を高めるためには、以下のような対応を追加するようにします。

- 「特定粉じん排出等作業実施届出書」などの地方公共団体等関係機関への提出書類の開示
- 住民の代表等の現場観察の受け入れ
- 工事現場周辺や石綿除去等作業区域周辺での粉じん相対濃度や大気中の石綿濃度の測定結果などの開示

3. 石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション

新たな石綿含有建築材料発見時及び石綿漏えい・飛散事故発生時のリスクコミュニケーションは、通常時のリスクコミュニケーションとは異なる対応が必要となります。特に、初動時の対応が重要です。

解体等工事実施中の新たな石綿含有建築材料発見時及び石綿漏えい・飛散事故発生時のリスクコミュニケーションに関する手順や留意事項等を以下にまとめました。

(1) 新たな石綿含有建築材料発見時

解体等工事の実施中に事前調査で確認できなかった新たな石綿含有建築材料の存在が明らかになった場合は、直ちに工事を一時停止してそれまでに講じていた飛散防止対策等の有無や効果を確認・検討し、必要に応じて追加的な対策を講じた後、速やかに地方公共団体等関係機関に報告するようにします。その上で、表 3-1 に示すような事項を速報として周辺住民等へ情報提供します。

速報のため、情報提供の方法は掲示その他の適切な方法を用いるものとし、必要に応じて説明会を開催します。解体等工事の実施前に説明会を開催した場合は、再度説明会を開催するようにします。

速報提供後、新たに発見した石綿含有建築材料が残存している場合は、地方公共団体等関係機関の指導の下、必要に応じて事前調査の段階に戻ってからやり直します。石綿含有吹付け材や石綿含有断熱材等が確認された場合は、届出や追加的な飛散防止対策が必要となります。また、石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が発見された場合は、作業計画を作成(作成している場合は変更)し、建築材料の飛散性に応じた飛散防止対策を行う必要があります。事前調査結果の報告対象の解体等工事で、地方公共団体等関係機関に報告していない石綿含有建築材料が確認された場合は、事前調査結果の追加報告が必要となります。

残存していない場合、あるいは、一部を破損した場合は、石綿を飛散させた可能性が高いため、大気中の石綿濃度の測定等を実施して飛散の有無を確認し、次項の「(2) 石綿漏えい・飛散事故発生時」に沿って、リスクコミュニケーションを実施します。

表 3-1 新たな石綿含有建築材料発見時に情報提供する事項の例

● 新たに確認した石綿含有建築材料の種類の概要(石綿含有建築材料の種類や飛散性など)
● 新たに確認した箇所
● 新たに確認した経緯、事前調査で確認できなかった理由
● 石綿漏えい・飛散の可能性の有無(新たに確認した石綿含有建築材料の破損の有無)
● 今後の対応について(事前調査のやり直しについて、調査漏れがないよう他の場所も再確認することなど)

(2) 石綿漏えい・飛散事故発生時

石綿漏えい・飛散事故としては、以下のようなケースを想定しています。

- 石綿除去等作業実施中に漏えい・飛散した場合（養生の破損、隔離区域からの漏えい、石綿含有成形板等の破損による飛散など）
- 解体等工事の実施中に事前調査で確認できなかった石綿含有建築材料に気づかず、破損・飛散した場合
- 石綿除去等作業終了後に除去等作業実施中の漏えい・飛散の可能性が判明した場合

① 事故発生時

万が一、石綿除去等作業実施中に石綿漏えい・飛散事故が発生した場合や、解体等工事実施中に事前調査で確認できなかった石綿含有建築材料に気づかず、破損・飛散した場合は、以下のように対応します。なお、事故発生時の対応をあらかじめ地方公共団体等関係機関や自治会長等と定めている場合は、それに従って進めてください。

- 直ちに工事を中止し、事故等の状況を把握し、飛散防止の応急措置を講じる。
- 地方公共団体等関係機関及び自治会長等に、事故の状況・対応状況等について迅速に報告し、情報共有する。
- 地方公共団体等関係機関と連携し、石綿の漏えい・飛散等の状況（漏えい箇所や施工区画周辺等での大気中の石綿濃度の測定結果）の把握や事故原因の究明、石綿飛散防止に努めるとともに、周辺住民等に事故の状況及び対応状況、再発防止対策について説明する。
※大気中の石綿濃度の把握や事故原因の究明、再発防止対策の検討などに時間がかかる場合は、事故の状況や飛散防止の応急措置等についての第一報を速やかに周辺住民等へ伝えること。報告のタイミングが遅れると、周辺住民等の不信を増大させるおそれがあるので、注意すること。
- 周辺住民、マスコミ等からの問い合わせがあった場合は、誠意を持って速やかに対応する。

石綿漏えい・飛散事故発生時に情報提供する事項の例は、表 3-2 に示すとおりです。

表 3-2 石綿漏えい・飛散事故発生時に情報提供する事項の例

● 解体等工事の概要
○ 解体等工事の概要
○ 石綿除去等作業の概要
○ 当初実施していた石綿飛散防止対策の概要
● 石綿の漏えい・飛散等の状況
○ 石綿漏えいの原因
○ 漏えい箇所・飛散等の範囲
○ 漏えい濃度(漏えい箇所での大気中の石綿濃度の測定結果)
○ 施工区画周辺等における粉じん相対濃度や大気中の石綿濃度の測定結果 ※測定を実施した場合
○ 飛散した石綿の種類、毒性 ※判明している場合
○ 石綿ばく露の可能性とその他リスクに関する情報 など
● 事故発生時の緊急措置の内容と実施状況
● 再発防止対策の内容と実施状況
● 再発防止対策実施後の石綿漏えい監視結果(石綿漏えいの有無 ^{*11} 、総纖維数濃度など) ※経過報告
● 再発防止対策実施後の施工区画周辺等における粉じん相対濃度や大気中の石綿濃度の測定結果 ※経過報告(測定を実施した場合) など

石綿漏えい・飛散事故発生時のリスクコミュニケーションの対象範囲は、事故の内容、地域・地理的要件、天候等、個別の状況を考慮して、地方公共団体等関係機関と相談の上、決定します。

情報提供の方法は、事故の規模や影響度に応じて決定します。特定工事において石綿の漏えい・飛散により周辺住民等もばく露を受けたと考えられるケースなどの大きな事故の場合は、戸別訪問や説明会の開催による丁寧な説明・対応が必要です。説明会の場合、開催頻度等は、事故の状況に応じて周辺住民等と協議しながら決めるようにします。また、発注者(企業等の場合)や元請業者のホームページなどのメディアを活用した公表が必要となる場合もあります。十分な準備をしつつ、迅速に実施する必要があります。

解体等工事がすべて終了した後に、工事中に石綿が漏えい・飛散していたことが判明した場合は、直ちに、地方公共団体等関係機関に報告し、これらの関係機関と協議しながら周辺住民等への周知方法等を検討し、対応します。石綿の漏えい・飛散が判明してから周辺住民等への情報提供までの期間が長すぎると周辺住民等の不信を招き、状況がさらに悪化する可能性があるので、速やかに対応することが必要です。

石綿漏えい・飛散の影響が大きいと考えられる場合や、周辺住民等との関係が悪化しなかなか不信を払拭できない状況になった場合、石綿やリスクコミュニケーションに関する専門家などの第三者を交えた対応も検討するようにします。

^{*11} 石綿漏えいの有無:「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月 厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)において、石綿漏えい監視の観点からの目安は、石綿纖維数濃度1本/L(大気1リットル中に長さ5μm以上、幅(直径)3μm未満で、かつ、長さと幅の比(アスペクト比)が3:1以上の大きさの石綿の纖維の本数が1本)とすることが適当であるとされている。

② 石綿除去等作業の終了後

石綿除去等作業の実施中に石綿の漏えい・飛散があった場合の石綿除去等作業の終了後に情報提供する事項の例は、表 3-3 に示すとおりです。

情報提供の方法は、「① 事故発生時」の情報提供と同様の方法とします。

**表 3-3 石綿除去等作業の実施中に石綿の漏えい・飛散があった場合の
石綿除去等作業の終了後に情報提供する事項の例**

- 石綿除去等作業の実施内容(概要)
- 石綿除去等作業終了の報告
- 石綿除去等作業終了年月日
- 石綿除去等作業実施者(自主施工者または元請業者)の氏名等
- 除去した石綿含有建築材料の処理状況等
- 発注者または自主施工者の氏名等
- 問い合わせ先
- 石綿の漏えい・飛散等の概要
 - 石綿漏えいの原因
 - 漏えい箇所・飛散等の範囲
 - 漏えい濃度(漏えい箇所での石綿濃度の測定結果など)
 - 施工区画周辺等における大気中の石綿濃度の測定結果
※測定を実施した場合
 - 飛散した石綿の種類、毒性
※判明している場合
 - 石綿ばく露の有無とその他リスクに関する情報
- など
- 事故発生時の緊急措置の概要
- 取り残し等の確認を行った者の氏名及び講習実施機関の名称
- 石綿除去等作業終了時に作業場内の清掃を実施したことの報告
- 石綿粉じんが飛散するおそれがないことの確認結果
(負圧隔離養生を伴う作業の場合における、隔離シート撤去前の総纖維数濃度等の測定結果)
- 再発防止対策の概要と実施状況
- 再発防止対策実施後の石綿漏えい監視結果(石綿漏えいの有無、総纖維数濃度など)
- 再発防止対策実施後の施工区画周辺等における大気中の石綿濃度の測定結果
※測定を実施した場合

石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン改訂検討会委員名簿

氏名	所属・役職
加藤 貴行	一般社団法人日本建設業連合会 建築副産物部会委員
川野辺義昌	港区環境リサイクル支援部環境課 環境指導・環境アセスメント担当係長
小林 健二	埼玉県環境部大気環境課 規制担当主幹
城山 浩二	一般社団法人住宅リフォーム推進協議会 市場環境整備委員会委員長
高瀬 悠多	神奈川県環境農政局環境部大気水質課 大気環境グループ主査
時岡 泰孝	川崎市環境局環境対策部環境対策推進課 課長補佐
外山 尚紀	特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター 労働衛生コンサルタント
村山 武彦	国立大学法人東京工業大学 環境・社会理工学院教授

(五十音順、敬称略)

事務局：株式会社環境管理センター